

役員等の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人南海育英会（以下、「この法人」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員等の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員等の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤の役員が理事会等に出席した場合には、その対価として一日あたり3万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 6 評議員が評議員会等に出席した場合には、その対価として一日あたり3万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 7 監事が監査を行った場合には、その対価として3万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員等の報酬月額、別表「常勤役員等の報酬月額」のとおりとし、各々の役員等の報酬額は、この表より理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、毎月月末日に、現金により支給する。ただし、銀行口座への振込を希望されたときは、振込による支給を行うことができる。

- 2 第3条第5項から第7項までの報酬等は、役員等がその職務を遂行する都度、領収書を徴収し、現金をもって支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、退任時の役員報酬月額の100分の15に相当する金額に、在職期間の月数を乗じた額とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 在職期間の月数の計算については、常勤役員に就任した日から退任した日までを暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じた月は、1月として計算する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第2章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。(平成23年3月15日評議員会決議)

附則

この規程は、平成25年6月21日より施行する。(平成25年6月21日評議員会決議)

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。(平成30年3月6日評議員会決議)

(別表) 常勤役員の報酬月額

号棒	月額
1	100,000
2	200,000
3	300,000
4	400,000
5	500,000